

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税関係

相続又は贈与等に係る保険年金の保険受取人等に対する過誤納金相当額の支給制度を廃止することとした。

2 不動産取得税関係

(1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長することとした。

(4) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後二年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長することとした。

(5) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後二年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長することとした。

### 3 自動車取得税関係

(1) 納税義務者が電子情報処理組織を使用して登録の申請を行う場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、申告書の提出を行う際に自動車取得税を納付するときは、証紙を貼ることに代えてその額面金額に相当する現金を納付することができることとした。

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、県が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして車両の購入に係る補助を行う路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得に係る課税を免除する特例措置について、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。

(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。

ア 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ロ) 平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十

七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十五を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。

(5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の四十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の五十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(7) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値

の二分の一を超えないこと。

- ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- i 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- ii 平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ウ 次に掲げる軽油自動車

(ア) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

- (ii) 平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックの

うち、次のいずれにも該当するもの

i 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(7) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の六十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出

量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(8) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の七十五を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。

ア ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(ア) 次のいずれかに該当すること。

i 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ii 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(ア) 次のいずれかに該当すること。

i 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ii 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(9) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（乗用車又は

- 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の八十を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (10) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車(以下「環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (11) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (12) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (13) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (14) 一定の乗用車若しくはバス(以下「バス等」という。)又はトラック(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。
- (15) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長することとした。



#### 4 自動車税関係

(1) 納税者が電子情報処理組織を使用して登録の申請を行う場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して申告書の提出を行うときは、当該納税者が当該登録の申請をした際に、一定の方法により徴収することとした。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する自動車税の特例措置について、次のとおり延長することとした。

##### ア 環境負荷の少ない自動車

平成二十九年度及び平成三十年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

(ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成三十年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものについて、税率の概ね百分の七十五を軽減することとした。

(イ) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの(ア)の適用を受ける自動車を除く。)について、税率の概ね百分の五十を軽減することとした。

##### イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)につ

いて、平成三十一年度に税率の概ね百分の十五（バス及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講ずることとした。

(7) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成十八年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

(4) 軽油自動車その他の(7)に掲げる自動車以外の自動車で平成二十年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

(3) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車を平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの期間に取得した場合の当該取得された自動車について、平成三十一年度分の自動車税を非課税とする措置を講ずることとした。

## 5 狩猟税関係

狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を平成三十六年三月三十一日まで延長することとした。

## 7 施行期日等

- (1) 平成三十一年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。